

複製物の写り込みに関するガイドライン

平成18年1月1日
社団法人日本図書館協会
国公私立大学図書館協力委員会
全国公共図書館協議会

(経緯)

- 著作権法第31条第1号では、図書館等の利用者の求めに応じ「公表された著作物の一部分」のみの複製が無許諾で認められており、著作物全体の分量に関わらず著作物の一部分を超える複製は著作権者の許諾が必要とされている。図書館で所蔵している資料の中には、事典の一項目や俳句の一句、短歌の一首のような独立した著作物ではあるが、その全体の分量が少ないため、紙面への複製を行うと不可避的に著作物の一部分以外の部分が複製されて（写り込まれて）しまうものがある。これらの著作物の一部分のみの複製を行うためには、一部分以外の部分を遮蔽等により複製紙面から削除することが必要となるが、それが現実的には困難であるためこれらの著作物の複製自体を図書館では行えなかった。その結果、著作物の利用を阻害する結果となり、利用者からは疑問、要望が図書館に寄せられ、図書館として対応に苦慮してきた。

(趣旨)

- このような状況を改善して、図書館利用者の便宜を図り、著作物の利用を促進するため、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」を構成する標記図書館団体（以下「図書館団体」という。）は、同協議会を構成する権利者団体（以下「権利者団体」という。）と協議を行った。その結果、著作権者の経済的利益を尊重しつつ、権利者団体の理解の下にこのガイドラインを策定し、図書館団体を構成する各図書館は、著作権法第31条第1号に基づいて作成される複製物に写り込まれる著作物の一部分以外の部分について以下のように取り扱うこととした。

(複製物の作製)

- 図書館が利用者の求めに応じて複製機器による紙面への複製を行う際には、著作権法第31条第1号に基づき、著作物の一部分のみ（以下「複製対象」という。）の複製を行うが、同一紙面（原則として1頁を単位とする）上に複製された複製対象以外の部分（写り込み）については、権利者の理解を得て、遮蔽等の手段により複製の範囲から除外することを要しないものとする。

(全部又は大部分の複製の禁止)

Web13 「複製物の写り込みに関するガイドライン」（平成18年1月1日）

社団法人日本図書館協会、国公私立大学図書館協力委員会、全国公共図書館協議会

4. 上記写り込みの許容により、結果的に当該図書の全部又は大部分を複製することがあつてはならないものとする。

(対象資料の範囲)

5. 以下の資料については、権利者の経済的利益を大きく侵害する恐れがあることから、このガイドラインは適用しないものとする。

- ①楽譜
- ②地図
- ③写真集・画集（書の著作物を含む）
- ④雑誌の最新号

(ガイドラインの見直し)

6. このガイドラインに基づく運用に関して、図書館団体又は権利者団体から提議があった場合は、速やかにガイドラインの見直しを行う。